

令和 8 年度沼津市消費者教育推進地域協議会 議事要旨

日時 令和 8 年 7 月 30 日（木）

14 時 00 分～16 時 00 分

会場 沼津市 3 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

【出席委員】（敬称略）

静岡大学教育学部	小清水 貴子
静岡県立沼津東高等学校	小林 浩明
沼津市消費者協会	土屋 美千子
沼津市校長会	津金 明美
沼津商工会議所	杉山 高明
沼津地区労働者福祉協議会	和田 智之
沼津市自治会連合会	栗田 自由
沼津市民生委員児童委員協議会	栗倉 清
静岡県司法書士会	奥田 徹平
静岡県弁護士会	近藤 佑樹
一般消費者代表	太田 伊都
一般消費者代表	池谷 広美
沼津市消費生活センター相談員	渡辺 恵子
沼津市消費生活センター相談員	平間 秀哉

【次第 1 開会】

【次第 2 会長挨拶】

【次第 3 委員及び事務局職員紹介】

【次第 4 議事】

議題 1 「第 3 次沼津市消費者教育推進計画について」

令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする第 3 次沼津市消費者教育推進計画の概要及び策定経緯について、事務局から説明した。委員からの意見及び質問はなし。

議題2「令和8年度事業計画と取組状況等について」

事務局からの説明後、委員より御意見を伺った。

委員) 一人暮らし世帯や高齢者だけの世帯が増えてきているので、その割合が分かるようにデータを取ってはいかがか。

事務局) 相談者のうち一人暮らし世帯や高齢者だけの世帯の割合を正確に集計することは難しいが、可能な限り相談対応の中で把握に努める。

委員) 学校での出前講座について、小中高で内容ややり方は異なると思うが、もっと多くの学校で出前講座を実施できないだろうか。

委員) 小学校や中学校では、家庭科、社会、情報、総合など、どの科目で消費者教育が可能であるかについての情報があれば、先生たちも取り入れやすいと思う。

委員) 高校でも、消費者教育のみならず、租税教室、防災教室など、各種方面での教育を実施している。また、家庭科や情報など授業の中でも実施している。

事務局) 現行の消費者教育推進計画の策定にあたり、令和6年度に学校や団体に対しアンケートを実施し、各校において消費者教育をどのような形で実施しているかを集約した。例えば中学校では社会科や家庭科で実施していることが分かったことから、教科主任会議で出前講座のPRを行ってきた。

また、教員によって消費者教育の進め方が異なることから、出前講座以外でも、教材の提供などの形で当センターを活用していただくようお願いしている。高校については、昨年度まで東部県民生活センターと分担しながら出前講座を実施してきたが、今年度は市が中心となって講座を実施する予定である。

委員) 小学校高学年で活用できる動画教材などを紹介する媒体があればありがたい。

事務局) 消費者庁の『消費者教育ポータルサイト』にて、種類や対象を選んで教材を検索できるようになっているので、こういったサイトも活用いただけるように引き続き教員たちに紹介していく。

委員) 小学生を子に持つ親から見ても、消費者講座をはじめ「〇〇講座」が増えていと感じる。主要教科との兼ね合いなど時間的な制約がある中、教員たちは大変だと思われる。

委員) 高齢者が集まる体操教室などの場でも、消費者啓発をお願いしたい。

委員) 沼津市消費者協会も、県の委託を受けて、高齢者向けの講座を行っている。老人会の定例会で何をしたらよいかわからないという方も多いため、特殊詐

欺防止などの勉強会として寸劇などを行うこともある。小学生については、放課後児童クラブに対して講座を行う場合がある。講座でこどもに教えたことは親にも伝わるようである。

事務局) 消費生活センターでは、委員のご意見のとおり、体操教室などの場で、少し時間をいただいて啓発を行っているが、今年度はそれ以外にも、認知症予防教室など高齢者が集まる機会について情報収集し、機会をとらえて啓発を行うことを予定している。

委員) 消費者被害の未然防止ができたケースについて、どのような背景・経緯があったのかを伺いたい。

委員) 未然防止は、契約をしてしまったがまだ支払いをしていないケースを指す。被害回復は、支払ってしまったが、クーリングオフを行使したり書面不備によって返金を受けることができたケースを指す。

委員) 未然防止には、支払いそうになっていたのをセンターの助言により防げた、というものもある。相談してくる方によって、契約の状況は異なることから、センターではその方の状況に合わせた対応を行っている。

委員) 被害の未然防止が理想であることから、困ってから相談するのではなく、その前の段階から相談できる先があるということを、もっと周知していく必要がある。

委員) 契約前、契約後、支払後で、弁護士としても救済の難度が大きく変わる。契約する前に被害に遭わないための教育が特に重要である。講座の中で、それぞれの段階での具体例を示し、イメージが湧くように啓発するとよいと思う。

委員) センターの相談対応のうち、助言・あっせんのためのひな型を相談者に提供はしているか。

委員) 例えばクーリングオフをしようとしても、その手順を知らない方がほとんどである。センターが啓発する際のパンフレットの中には、クーリングオフの通知書がそのまま使えるようになっているものもあり、出前講座等で活用している。クーリングオフで対応しきれない、例えば解約通知書を要するケースでは、弁護士や司法書士相談を案内することになる。

委員) たからっこ通信などの啓発については、市公式LINEを活用するなど上手に活用していただきたい。また、くらしのセミナーのアーカイブの公開も引き続きお願いしたい。

議題3「その他」

※特になし

【次第 5 会長講話】

小清水会長より、「消費者教育推進地域協議会の役割と学校における消費者教育」というテーマで講話をいただいた。

【次第 6 閉会】